魅せる花づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市の進める花と緑の広島づくりへの市民参加を促進させるため、広島市内の民有地内で多くの人の目に触れる場所において花づくりを行う者に対して、緑化基金の設置並びに基金に関する規程第3条の規定に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、国又は地方公共団体(これらが資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を含む。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)及びその他の公法人は除く。
 - (1) 本市域内に居住する個人または所在する事業所
 - (2) 本市域内の民有地内で、かつ、多くの人が観賞できる場所(道路に面した場所)において花づくりを行うこと
 - (3) 申請年度において、花づくりに関する他の公的補助制度を利用していないこと

(補助金対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費は、花づくりに要する経費とし、次に掲げる資材に類するもの の購入費に限る。
 - (1) 植栽に必要なプランター・鉢等
 - (2) 種·苗·球根
 - (3) 土・土壌改良剤・肥料・殺虫剤・殺菌剤

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助金対象経費の2分の1の額とし、かつ、1万円を限度とする。ただし、その額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。また、1世帯または1事業所につき3年間に1回を限度とする。

(交付対象者の決定等)

- 第5条 理事長は、補助金の交付を受けようとする者を公募し、その応募の中から補助金の交付の対象者を決定し、魅せる花づくり補助金交付対象者決定通知書(様式第1号)を交付するものとする。
- 2 補助金の公募は、年度ごとに2回実施する。
- 3 補助金の交付の対象者は、前項の各応募期間中先着100名までとする。

(交付の申請)

第6条 前条第1項の通知を受けた者は、第3条のいずれかを購入した上で、魅せる花づくり 補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、原則として当該通知日から3 カ月以内に理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付申請を行う者の運転免許証、国民健康保険の被受給者証、住民票の写し又は外国人登録原票の写し、その他本市に居住地を有することが確認できるものとして理事長が認めるもの
- (2) 花づくり用資材購入に係る領収書等(購入した資材の明細がわかるものに限る。)の原本
- (3) 花づくりを行った場所、内容が確認できる写真
- (4) その他理事長が必要と認めたもの

(交付の決定等)

- 第7条 理事長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、内容が適正であるかどうかを調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を魅せる 花づくり補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による調査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をし、魅せる花づくり補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 魅せる花づくり補助金交付決定通知書による通知を受けた者は、魅せる花づくり補助金交付請求書(様式第5号)に必要事項を記載し、通知日から30日以内に理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 理事長は、前条に規定する補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、補助金交付した後、申請書内容の虚偽や交付要件に反することがあると 認められたとき、又は花づくりの事実が認められない時は、補助金の全額又はその一部を返 還させることができる。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

R/H BI

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

様

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

魅せる花づくり補助金交付対象者決定通知書

平成 年 月 日付けで応募のありました魅せる花づくり補助金について、次の交付条件のもと交付対象者に決定しましたので通知します。(魅せる花づくり補助金交付要綱第5条第1項によるもの)

□交付条件

- (1) この通知書の受け取り後に花づくりに要する資材を購入してください。
- (2) 花づくりに努めてください。
- (3) 平成 年 月 日までに、理事長に所定の申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して提出してください。

なお、補助金交付申請に係る書類等の審査の結果、不適当と認めたときは、補助金を交付しないことがあります。

様式第2号

平成 月 年 日

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長 様

(申請者)	氏名	印
	Ŧ	
	住所	
	電話	

魅せる花づくり補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を申請します。(魅せる花づくり補助金交付要綱第6条の規定によ るもの)

交 付	申	請	額				0	0	円
		((1万	可未満	の場合は	は金額の	り頭部に	¥マー	クを記入してください。

資材購入額			円
关小1747 、 165			1.4
	ロプランター(幅 cm×奥行 cm×深さ	cm)個 × 単価円 =	円
		個 × 単価円 =	円
	□鉢(直径 cm×深さ cm)	個 × 単価円 =	円
		個 × 単価円 =	円
	□種・苗・球根	袋·個 × 単価円 =	円
購入資材内訳		袋·個 × 単価円 =	円
		袋·個 × 単価円 =	円
	□土・土壌改良剤・肥料・殺虫剤・殺菌剤	kg × 単価円 =	円
		kg × 単価円 =	円
		kg × 単価円 =	円
		袋・個 × 単価円 =	円
設置場所 (住所)	広島市	(申請者住所と同じ場合は「同上」と記入して	ください。)
	(種類)	(株数)	
 植栽する植物			

※ 添付書類

- (1) 運転免許証の写し、国民健康保険の被受給者証の写し、住民票の写し等広島市に居住地を有 することが確認できるもの。 (2) 花づくり用資材購入に係る領収書等の原本 (コピー不可)。
- (3) 花づくりが確認できる写真。
- (4) その他理事長が必要と認めたもの。

受付番号 ※協会記入

様式第3号

 公財広み生協第
 号

 平成
 年
 月
 日

様

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

魅せる花づくり補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました魅せる花づくり補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。(魅せる花づくり補助金交付要綱第7条第2項によるもの)

記

補助金交付決定額 金 円

□交付条件

- 1 申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全額またはその 一部を取り消し、または交付した補助金の返還を求めます。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金をこの事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 花づくりに要した資材において再利用可能なものは再利用し、花づくりを継続していただきますようお願いします。

受付番号 | ※協会記入

様式第4号

 公財広み生協第
 号

 平成
 年
 月
 日

様

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

魅せる花づくり補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました魅せる花づくり補助金について、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。(魅せる花づくり補助金交付要綱第7条第3項によるもの)

記

【不交付決定理由】

受付番号	※協会記入
又门田ク	

様式第5号

平成 年 月 日

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長 様

(請求者)	氏名	印
	-	
	ı	
	住所	
	電話	

魅せる花づくり補助金交付請求書

平成 年 月 日付け公財広み生協第 号により決定した魅せる花づくり補助金の交付を下記のとおり請求します。(魅せる花づくり補助金交付要綱第8条によるもの)

記

1	交付請求額		0	0	F,

(1万円未満の場合は金額の頭部に¥マークを記入してください。)

2 振込先指定口座(該当する□には図をしてください。)

金融機関名					行 金庫 組合 協			本 店 支 店 出 張 所
預金種別	□普通]当座	口その	他()
口座番号 (右詰で記入)								
	フリガラ	ナ						
口座名義人	漢字					(上記請2	 	こすること)

※振込先の口座名義人(フリガナ)と口座番号が記載された書類の写しを添付してください。 (通帳の1ページ目、カードなどの写し)